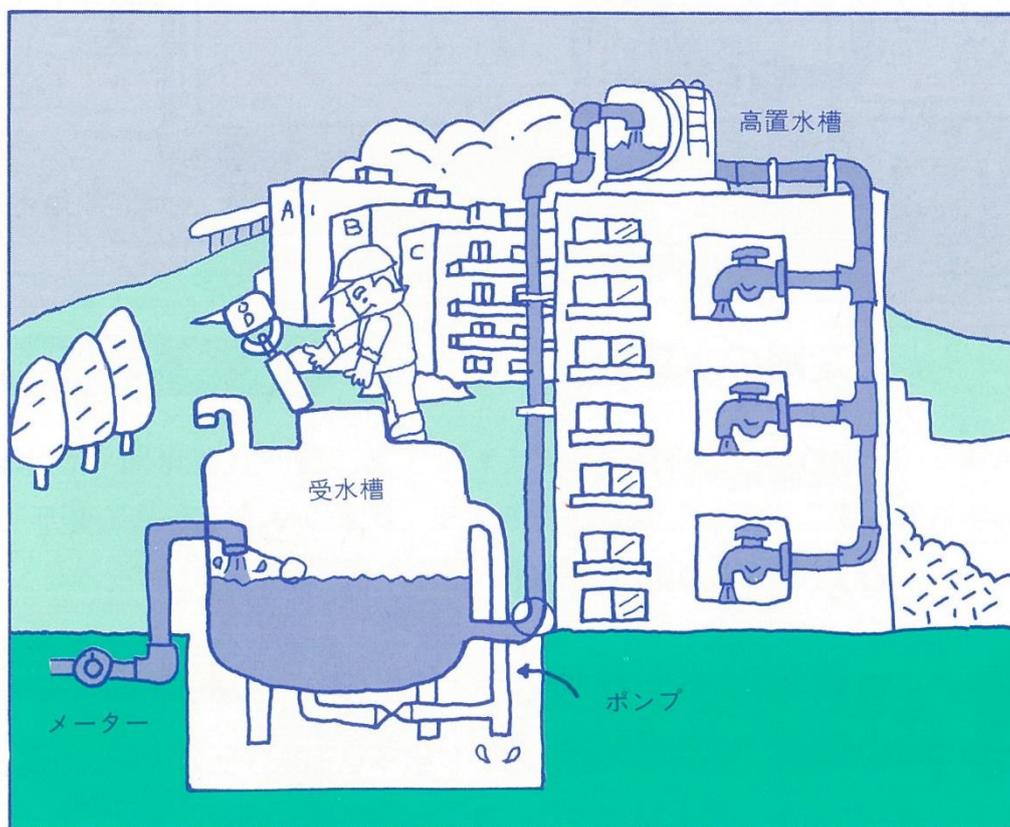


貯水槽水道の適正な管理について

見附市上下水道局



◆貯水槽水道とは？

ビル、アパート、学校、病院等の建物で、水道事業者から供給される水を一旦、受水槽に貯めてから建物の利用者に供給する施設を「貯水槽水道」といいます。貯水槽水道については、「水道法」、「見附市貯水槽給水施設の構造設備、維持管理基準等に関する規程」より、設置者(その建物の所有者)が責任を持って清掃・点検など維持管理しなければなりません。

また、受水槽の有効容量が10 m^3 を超える施設は、水道法で簡易専用水道として、管理義務等が定められています。

ただし、工場に設置しているなど、全く飲み水として使用しない場合は、10 m^3 を超えても、簡易専用水道に該当しません。

本資料は、貯水槽水道の管理についてまとめたものです。

◆貯水槽水道の分類

貯水槽水道は、受水槽の有効容量※によって、次の2つに分けられます。

簡易専用水道・・・受水槽の有効容量が10 m³を超えるもの

水道法で、適正な管理が義務付けられています。

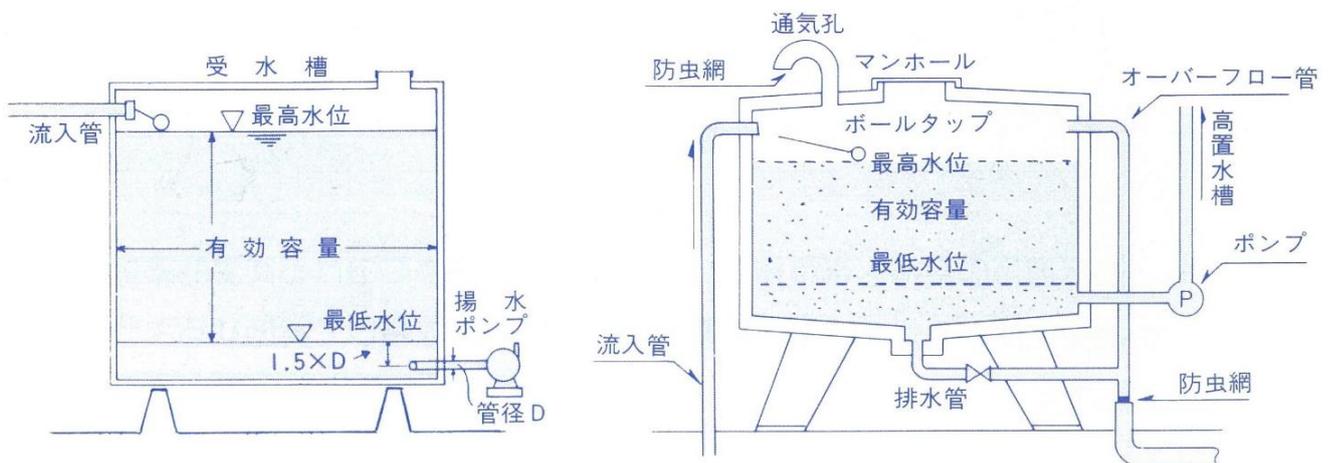
小規模貯水槽水道・・・受水槽の有効容量が10 m³以下のもの

有効容量が10 m³以下の貯水槽水道は、一般的に小規模貯水槽水道と呼んでいます。

※有効容量とは

受水槽の有効容量は最高水位(ボールタップで流入水が止まる水位)と最低水位との間に貯留される水量をいいます。

受水槽の構造



◆必要な届出、手続き

貯水槽水道の設置者は、その「設置」、「廃止」、「届出事項」の際は、それぞれ届出が必要です。

- ・ 設置したとき・・・貯水槽給水施設設置届出書
- ・ 廃止したとき・・・貯水槽給水施設廃止届出書
- ・ 届出事項に変更があったとき・・・貯水槽給水施設変更届出書
(建築物の名称、住所、代表者の氏名等に変更があった場合など)

※貯水槽給水施設変更届出書と貯水槽給水施設廃止届出書は同じ様式です。

該当しない項目に二重線を引くなどして提出してください。

提出先→見附市上下水道局 設備係 (0258)-62-1700 内線 202

届出用紙は見附市ホームページからダウンロードできます。

◆設置者の義務【水道法等で定められていること】

簡易専用水道については、水道法で定められた管理をする義務があります。

また、小規模貯水槽水道については、法規制は受けませんが、これに準じた管理をするように努めましょう。

1 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査受験（法定検査）

簡易専用水道の設置者は、水道法に基づく管理を行い、**毎年1回以上**※、定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、検査(有料)を受けなければなりません。(根拠法令)水道法第34条の2、※同施行法規則第55条・第56条、市給水条例第43条

簡易専用水道の主な検査内容は、次のとおりです。

- ① **水槽等の外観検査**：水槽等の点検や、その周辺の清潔状況についての検査。
- ② **給水栓の水質検査**：色、濁り、臭い、味等の検査や残留塩素の測定。
- ③ **書類検査**：設備等の関係図面、水槽の清掃記録、水資質検査記録、その他管理についての確認。

検査終了後、設置者に検査結果が報告され、検査済証が交付されます。

また、検査結果は見附市上下水道局に報告され、特に異常が認められた場合は、設置者に対し、見附市上下水道局が指導等をすることがあります。(根拠法令)市給水条例第42条
なお、法定検査を受けないと罰則が適用される場合があります。(根拠法令)水道法第54条

2 衛生的な管理 (根拠法令)水道法施行法規則第55条

設置者は、施設を清掃・点検など、衛生管理を行わなければなりません。常に、施設の適正な管理に努めましょう。

(1) 貯水槽の清掃

受水槽・高置水槽の清掃は、**毎年1回以上**、定期的に行ってください。

また、清掃は、専門的な知識・技能を有する貯水槽清掃業者([建築物飲料水貯水槽清掃業](#))にご依頼ください。

(2) 施設の点検・管理等

水槽などの施設の管理が不十分だと、有害物、汚水等が水槽に混入し水質事故が起こる可能性があります。防止するために設置者は、次のようなこと※に留意しなければなりません。

※公衆衛生の向上を図るため、見附市では、「[見附市貯水槽給水施設の構造設備、維持管理基準等に関する規程](#)」より、次ページの内容を適正な管理として指導しています。

◆適正な管理【見附市の規程に基づいて指導している内容】

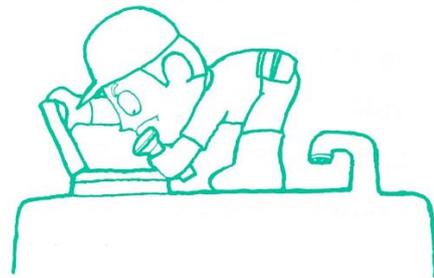
見附市上下水道局では、貯水槽水道の維持管理が適正に行われ、飲料水の安全が確保されるように、水道法等で定められている基準のほかに、「見附市貯水槽給水施設の構造設備、維持管理基準等に関する規程」に基づいて、次のような指導をしています。

1 施設の点検・管理 (根拠法令)市規程別表第2(第5条関係)

水槽の清掃は、1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。また、維持管理責任者を定め、定期的(月1回程度)に施設の点検を行って、不備など点があれば、速やかに改善措置を行ってください。その他、地震、凍結、大雨などがあった場合も速やかに点検しましょう。

主な点検内容は、次のとおりです。

- ☑ 水槽周辺の清潔状況
- ☑ 水槽の水漏れ、損傷の有無
- ☑ 水槽内部の遺物の有無
- ☑ 水槽のマンホールの施錠及び防水状況
- ☑ オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況



2 水質検査の実施

(1) 水の状態のチェック (毎日が望ましい)

無色透明なコップに採水し、水の色・濁り・臭い・味を確認しましょう。

(2) 残留塩素の測定 (週1回)

給水栓における水が、遊離残留塩素を1Lにつき0.1mg/L以上を保持する必要があります。

(3) 水質検査 (1年以内に1回) (根拠法令)市規程別表第2(第5条関係)

水質検査は、1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。水槽の新設・修理等を行った場合も行うこと。

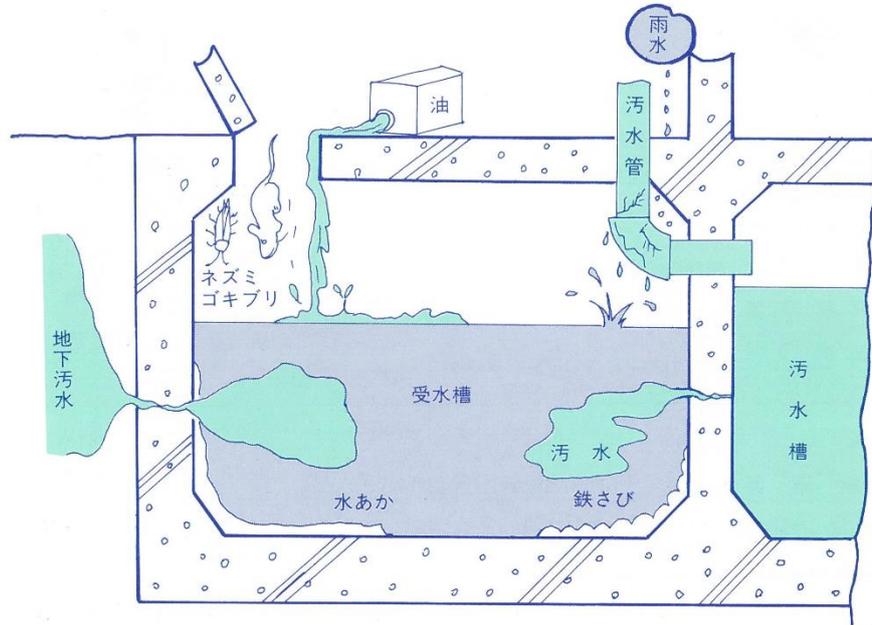
水質検査は、専門的な知識・技能を有する検査機関([建築物飲料水水質検査業](#))にご依頼ください。

3 管理体制 (根拠法令)市規程別表第2(第5条関係)

設置者は、維持管理責任者を1人定めておくこと。給水施設の構造及び配管状況を明らかにする図面を整理保存しておくこと。また、水槽の清掃記録のその他維持管理に関する事項を記載した帳簿書類を5年間保存しておくこと。施設の改修、修繕、更新の際、これらが保管してあると役立ちます。

◆水質事故原因となる主な例

貯水槽水道の適正な管理が行われていないと、異味、異臭等の水質事故が起きてしまいます。その主な原因は、次のようなとおりです。事故を未然に防ぐために設置者の皆さんは、適正な維持管理に努めましょう。



事故原因となる主な例

1. 受水槽が浄化槽と隣接していて槽のひび割れから汚水が混入した。
2. マンホール、通気口からネズミ、ゴキブリなどの害虫が侵入した。
3. 長期間清掃をしなかったため、鉄錆や水垢が沈積し、赤水等が発生した。
4. 水槽の容量が大きすぎて、水が長期間停滞して水質が悪化した。(死水現象)
5. 水槽周辺に誤って殺虫剤等を散布し、これが混入した。
6. 設置位置や構造配管材質に欠陥があり、雨水が流入した。

◆万一、汚染事故等が起きた場合

供給する水が健康に害する恐れがあると分かったとき、次のような措置※をとらなければなりません。(根拠法令)※水道法施行規則第55条

- 水質に異常を認めたととき、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- 直ちに給水を停止し、その水を飲まないよう、関係者(利用者など)に周知する。

また、見附市上下水道局に連絡し、その指示に従ってください。給水を停止した場合は、見附市上下水道局と相談し、飲料水の確保に努めてください。

◆水道法第 34 条第 2 項の規定による厚生労働大臣指定検査機関

(新潟県 HP より抜粋)

簡易専用水道の設置者は、水道法に基づく管理を行い、毎年 1 回以上、定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、検査(有料)を受けなければなりません。

新潟県内に検査を行う事業所が所在している検査機関は、下記の表のとおりです。

名称	検査を行う事業所の所在地	連絡先
一般財団法人 新潟県環境衛生研究所	燕市吉田東栄町 8-13	0256-93-4509
一般財団法人 新潟県環境衛生研究所 佐渡検査センター	佐渡市竹田 1042-10	0259-55-2819
一般財団法人 上越環境科学センター	上越市下門前 1666	025-543-7664
一般財団法人 新潟県環境衛生中央研究所	長岡市新産 2-12-7	0258-46-7151
一般財団法人 新潟県環境分析センター	新潟市江南区祖父興野 53-1	025-284-6500
株式会社 江東微生物研究所	新潟市中央区烏屋野区 463-2	025-284-8874

※検査料金などは直接、検査機関にお問い合わせください。

◆ 関係法令抜粋 (参考)

水道法

(用語の定義)

第三条第七項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

(簡易専用水道)

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第三十四条の三 前条第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(改善の指示等)

第三十六条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(罰則)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水道法施行令

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第二条 法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

水道法施行規則

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

見附市給水条例

(市の責務)

第 42 条 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 43 条 貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

2 貯水槽水道のうち法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道の設置者は、前項に定めるもののほか、法第 34 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

見附市給水条例施行規程

(貯水槽水道の管理等)

第 23 条 条例第 43 条第 1 項の規定による貯水槽水道の設置者は、見附市貯水槽給水施設の構造設備、維持管理基準等に関する規程(平成 27 年見附市上下水道事業管理規程第 5 号)に定める管理基準に基づいた管理に努めなければならない。

問い合わせ先

見附市上下水道局 水道施設係

〒954-8686

見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号

電話番号 0258-62-1700 内線 214

FAX 番号 0258-62-2355